

論文

薩摩の郷中教育  
—出水地方を中心に—

神田 嘉延 [(鹿児島大学稲盛アカデミー特任教授)]

Education in the Goutyu of Satsuma—Central in a Izumi district—

KANDA Yoshinobu [Professor, Kagoshima University, Inamori Academy]

キーワード：薩摩の郷中教育、温和慈愛の精神、庚申講、隠れ念仏

はじめに

既存の薩摩の郷中教育の研究は、戦時中にだされた松本彦三郎の研究がある。戦前の軍国主義時代のもので忠孝義勇のための地域鍛錬主義の視点からの地域青年教育である。松本彦三郎は、詮議について、忠孝義勇の道のための思考の適正、判断の適正を期すための思考訓練の方法、知力の修養であるとしている。

詮議は忠孝の論理学であると松本彦三郎は考えるのである。詮議かけは、通常は軍事読みのあとで行うとしている。詮議は、その場で回答しなければならない。忠孝義勇という目的にそって、通常軍事読みのあとの問答式思考の訓練である。ここでの郷中教育の見方は、忠孝勇壯の意義の強調である。詮議という問答や切磋琢磨の方法が、軍事教練の意味からの郷中教育の位置づけになっている。<sup>(1)</sup>

戦後は、民主主義の影響のもとに、北側鉄三が郷中教育を人間相對主義、素朴主義としてとらえて、小集団からの地域青年教育を論じる業績がある。詮議についての見方も政治的多数決を絶対にするのではない。そこでは、話し合いによる会員が納得していく方法として、積極的に戦後民主主義における相互理解、人間相對主義として理解する。

「郷中教育の本質は、精神的未完成論と言う人間観と相對主義の世界観とに要約することができる。精神的未完成という自己認識は、当時仏教信仰が盛んであったことから考えて明らかな如く、唯一絶対の仏陀に対しては、人間は愚かな者であり、精神的未完成者という人間観が生じてくる。かかる人間観・世界観に立脚して行われる話し合いの学習活動は、多数決と言う政治的解決の次善策を採用せず、会員納得と言う最善策を常に二才咄格式定目の理想にしている」。<sup>(2)</sup>

本研究は軍国主義時代の鍛錬主義の解放の立場から、戦後民主主義の立場にたって、下級武士の農村での生活の人間形成として、郷中教育の再評価を行うものである。とくに、郷中教育を上級武士や地方の麓武士の教育の側面からではなく、百姓よりも経済的基盤の弱かった下級武士の生活から地域の若者組や庚申講などの講組織と融合した郷中教育をみていくものである。

さらに、庚申講などの講組織が、実は隠れ念仏の実態組織であった場合も少なくない。薩摩では、隠れ念仏など過酷な宗教弾圧があったが、下級武士や農民は、自らの信仰を

300年近く守りつづけた。この信仰集団も地域の講組織と結びついて、地域にある講の組織として展開していく。信仰活動は地下にもぐって続けていたのである。郷中教育は、地域の生活や信仰組織と結びついての伝統的な地縁組織の年齢階梯制の側面からみるもので、地域にある忠孝義勇のための目的集団的な機能集団やイデオロギー的機能集団として、郷中教育をみるものではない。出水地方では、下級武士までも含めて庚申講や隠れ念仏の講組織が組織されていたのである。

郷中教育は、兵農分離のなかったなかで、農民的要素を残した地縁的年齢階梯制における教育機能としてとらえていくのである。それは、村落共同体を残している地域での下級武士的現れとしての郷中教育である。とくに、薩摩の郷中教育の本質を村落共同体の若者組の修養的組織としてとらえる。

この視点には、1924年発行の「若者制度の研究」日本青年館よりの薩摩の郷中教育の評価にみられる。そこでは、修養と社交娯楽を見事に統一していたと評価する。田沢義鋪の青年団の使命の考えのなかにもみられている。田沢は青年団の使命のなかで、社交娯楽も大切であるが、飲酒をつつしみ修養に励むことを強調しているのである。「鹿兒島の武士階級の青年団は、頼山陽が詩に詠じた、いわゆる健児の社であるが、鹿兒島では、方限（ほうぎり）または郷中（ごうちゅう）といていた。庶民階級の青年団が、部屋または宿を持っていたように、舎と称するクラブまたは会館をもっていた。今はこれを学舎といている。この武士階級の青年団は、庶民階級の青年団が、社交娯楽の方面を主としていたのに対して、その方面を軽視するのではないが、修養方面において非常な好成績をあげている。

もっと正確に言えば修養と社交娯楽が、渾然（こんぜん）として融合調和し、青年達が、その行事によって、大いなる喜びを与えられる点からいけば、立派な娯楽であるが、その心身に対する効果をいけば、極めて高級の修養であった。即ち修養即娯楽の青年団の真諦は、すでにこの方限の中に最もよく現われているといてよろしい。従ってその年中行事の如きは、今日の青年団にとっても、大いに参考となるべき事項であって、今の青年団の指導経営に従事する者の必ず知っておかねばならぬところであろう」<sup>(3)</sup>

以上のように田沢は、修養と社交娯楽の統一が郷中教育のなかにあるとしている。年齢階梯制的な若者制度のなかで郷中教育をとらえると、鹿兒島の村落社会での一五夜行事のなかに典型的にみることができる。十五夜行事は、鹿兒島の農村で一般的に行っていた行事である。武士集落であった麓などの郷中教育のなかでも大切な行事であったのである。この十五夜行事は、郷中教育の加入や組みごとに分けるための年度の出発になっていたのである。

十五夜は、若者が行事を担い、部落全体の楽しみであった。無理のない範囲で自然に娯楽が村の全体の絆になり、青年自身の修養になった。郷中教育の原理が青年の社交娯楽と修養の統一の場になっていたことを十五夜行事のなかでもみることができる。

#### (1) 郷中教育の修養内容—出水の兵児修養の掟から—

薩摩の郷中教育の精神内容をみていくうえで、出水の兵児修養の掟から問題を深めてい

こう。出水は、薩摩の北部の護りで、肥後の国と接する重要な場所であった。しかし、江戸時代は、この地方の農民や下級武士の暮らしは、決して楽ではなく、隠れ念仏が下級武士や農民に著しく普及していた地域でもある。

「出水の郷土と物語り」として、江戸時代の郷土の生活状況を出水市の郷土研究ではまとめている。そこでは、郷土の役人であった日誌から一向宗の取り締まりのことが記されている。郷土の古賀裕八は干拓事業の書記として荒崎浜番所で、郷土として郷役や差配の勤務をしていた。領外からの工事関係の人夫を雇うのに、藩から一向宗の取り締まりについて厳しくするように通達が次のようにでている。「一向宗御取り締まり向きに就いては、先年来追々厳しく仰せ渡せられた候得共、今に絶えず御法に背き執行の者諸所にこれ有、其内間々変名又は無往来にて、便船より近他領へ抜け渡り、本山等へ参詣し、候もこれ有り・・・・身分・名前を変えて無往来を以て、他国出致す者これ有るに於いては、当人は勿論所役々をも、屹と迷惑に及ぶべき候条、此段申越し候、以上」。(4)

一向宗への工事関係の人夫を装って抜け渡ることを厳しく取り締まるようにとの通達である。この通達は、文久元年（1861年）の一向宗取り締まりである。つまり、薩摩藩は、干拓事業で緊急に領外からの人夫が必要であるが、それに派生する一向宗の取り締まりの問題があるのである。それについては厳しく取り締まりを行うべきことを通達しているのである。

今でも絶えず御法に背いて執行しているものがあり、名前を変えて他国に船で抜け出す者ものがあるということでの通達文であるが、幕末において一向宗の取り締まりが大きな問題になっていたことがみられるのである。

古賀裕八の日誌からは、御勤番の任務遂行が出来ないので、返上してほしいという申し出が役所に出されている。出水郷内の8つの村の勤番御用談が名護裏浦であったが、船にのってくるものもあった。野間原番所は、昔から米の津、平松、今釜、福江の仕事で一日6名づつ配属していた。ところが、今まで野間原番所勤めをしていなかった大川内、軸谷、庄、脇元の村からも加勢せよというのはおかしいという相談を4ヶ村でしている。

「名護浦に於いて勤番中出会い、御用談の節、相談に及び候野間原御勤番之儀、相談之通各御納得にて吟味決定致し、役所にも申し出候形行に御座候処、・・・・」(5)

この届けは、困窮している土族の状況を届けているものである。困窮している郷土になんとか救済の方法を考えて郷土相互の助け合いという合力の必要性を届け出ている。

当時の郷土の生活水準については、厳しいものがあつた。このことは、大火の届け出のなかからみることができる。安政5年（1858）に出水麓に大火があつた。麓土族宅から町人宅まで106軒燃えたものであるが、この復興のために藩に対して被害状況がだされ、復興のための援助を申し出ている。このときの被害状況に、それぞれが居住していた住居が示されているのが資料4である。この資料より、幕末の麓土族の生活状況の一端がよみとることができる。この資料より、居住しているところで、10坪から14坪の武士の家が11戸ある。居住の広さが20坪以上超える武士の家が4戸である。台所は土間になっており、縄仕事する場所にもなっている。それぞれに馬屋があるのも特徴である。

出水麓郷土の家屋面積

単位 坪

	母屋	台所	隠居	馬屋	小屋
1	13.5	9	10	7	-
2	22.5	21.3	-	10	4.5
3	20.0	12.5	30	10	6
4	10.0	4	6	8	-
5	16.5	15	7	10	-
6	13.5	-	11.3	-	-
7	13.5	10	6	8	-
8	18	10	6	-	12
9	19.5	13.7	12.5	12	6
10	20	-	4	8	-
11	29.8	18	7	16	6
12	18	28.5	7	11	4.5
13	10	13.8	-	7	-
14	16.3	15	8	9	-
15	13.5	15	7	10	3
16	20	20	6	12	-
17	17.5	11	-	-	9
18	22.5		6	6	-
19	10	6	-	6	-
20	12	15	7.5	8	-
21	11.3	12	-	6	4.5
22	12	13.5	6	6	-
23	14	10	-	8	-

安政5年(1858)出水麓・麓町大火の家財焼失取り調べより、  
 出典 「出水麓のつわぶきのあしあと」出水麓街なみ保存会、74頁～86頁加工

出水の麓に住める士族は相対的に経済的に恵まれている層であるが、次男、三男などの分家の士族は、郷土として、麓以外の農村部に居住して生活をせざるをえない。困窮している士族に対しての、相互扶助の求めがだされるのも士族の生活状況からみれば当然の状況である。

出水の士族は決して余裕のある生活ではなかったが、武士としての精神は高いものがあった。武士としての修養が、郷中教育として強く求められたのである。出水の士族は、武士的な修養と同時に人間的な徳育、慈愛の精神を大切にする中身がもられていた。その内容は次に示すとおりである。わかりやくするためにひらがなを段落ごとにふってみた。

「士八節義を嗜み申すべく候。(しは、せつぎを、たしなみもうすべくそうろう。)

節義の嗜みと申すものは口に偽りを言はず(せつぎの、たしなみともうすものはくちにいつわりをいわず)身に私を構へず、心直にして(みにわたくしをかまえず、こころす

なおにして)

作法乱れず、礼儀正しくして上に諂らはず下を侮どらず人の患難を見捨てず、(さほう、みだれず、れいぎ、ただしくして かみにへつらわず しもをあなどらず ひとのかんなんをみすてず、) 己が約諾を違へず、甲斐かいしく (おのが、やくだくを、たがえず、かいがいしく)

頼母しく、苟且にも下様の賤しき (たのもしく、かりそめにも、しもざまのいやしき) 物語り、悪口など話の端にも出さず、(ものがたり、悪口などはなしの、はしにもださず、) 譬、恥を知りて首刎ねらるゝとも、己が為すまじき事をせず、(たとえ、はじをしりて、くびはねらるとも、おのがなすまじきことをせず、)

死すべき場を一足も引かず、其心鐵石の如く、(しすべきばをひとあしもひかず、そのころ、てっせきの、ごとく、)

又温和慈愛にして、物の哀れを知り、人に情あるを (また おんわ じあいにして、ものあわれをしり、ひとになさけあるを)

以て節義の嗜みと申すもの也。(もって、せつぎのたしなみともうすものなり。)<sup>(6)</sup>

ここでのべられている徳目にそって、出水の兵児修養の掟のめざすべきは、人間として正しく生きていくための人格形成であったのである。このために、常に意識的にくりかえし、くりかえしの出水兵児の掟を暗唱したのである。暗唱するなかで、武士としての節義が求められた。

そこでは、節義をたしなむということで、人間としての正しい道を常に求めて生きることを強調していたのである。まずは、人間としての正しい道として、郷中教育では、「偽りをいわず」ということで、嘘をつかないことをもっとも大切にするのである。嘘をつくことは武士として恥すべき行為である。

また、武士は公に尽くすことであり、そのためには、自己利益のために生きるのではなく、公の民として、「身に私を構えず」ということで、私欲をコントロールしていく人間性を求めたのである。身分制のもとで為政者は、武士階級で、公を掌る節義がどんな経済的状况におかれようと大切にされたのである。

武士としての求められる人格は、いつも心を素直に、「心直にして心乱れず」ということであった。武士の精神をもつての人間関係は、人倫の道をもつて、「礼儀正しく」、上の力のあるものに迎合して、下のものを支配するということではないように、「上にへつらわず、人をあなどらず」と常に身を引き締めることが求められたのである。

相互扶助の精神をつくりあげていくことは、出水兵児の大切な修養であったのである。つまり、厳しい状況におかれている人々を助け、相互扶助の精神をもつということで、「人の艱難を見捨てず」という公の人道性を求めたのである。

さらに、信用も大切な武士としての修養課題である。「己が約諾を違えず」ということで約束したことを守ることを人の道としたのである。約束を順守していく精神をもつていくことで、相手が安心感をもち、信用関係が継続されていくのである。約諾を違えずということは、様々な状況の変化もあり、たやすいことではない。それを果たすことは、責任を履行していくという強い意志が求められたのである。

公に掌り、民の暮らしを向上させていくためには、共有感情や協働が求められる。人の悪口を言いふらすことを戒め、「賤しき物語り、悪口をださず」と自己の出世利益の策略

や陰謀、人をおとしめる風評をしないことを武士のモラルとしている。これらの倫理を身につけていくための青少年教育を求めたのである。

自分の行いは、強い信念をもって、「己が為すことは鉄石のごとく」ということで、節義をたしなむことは、非常に厳しい覚悟をもって己を強くしておくことが必要であるとしている。「節義を標する者は、必ず節義を以って謗りを受く」というように立派な主義や道徳をもって唱えて生きている人は、つまらない過ちで大きな非難を受ける。この意味で節義を重んじる人の行為は、鉄石のごとく己の修養に励むことが求められるのである。

「温和慈愛 物の哀れを知り 人に情ある」ということで、怒り悲しむ、歓びということはいずれも持っていることであるが、人間のもっている感情をおだやかにしていく人格形成は、自然にできるものではなく、目的意識的な修養の努力によってつくられていくものである。仏教的な慈愛の精神の形成も人間関係の修業によってつくられていくものである。温和慈愛の精神形成は、修養のたまものである。

恥ずべきことを知ることは出水武士の人格形成にとって不可欠な徳目であった。武士に体面的に恥をかかないようにすることも大切になる。恥はひとつの道德律になっている。「譬、恥を知り、首は刎ねられるとも、己が為すまじき事をせず、死すべき場を一足も引かず、其の心鉄石の如く」。この恥の文化と己の信念の死すべき場の心を唱った後に、「温和慈愛にして、物の哀れを知り人に情あるを以て」とのべていることが大切なことである。温和慈愛ということと、死すべき場を一足もひかずということが対になっているのである。つまり、温和慈愛の心は、死すべき場を一足もひかない鉄石の心と一体となっているのである。

武士としての強い信念の行動力と温和慈愛の心の両面をもった出水武士の心の形成に力を入れたのである。質実剛健という飾りけのないまじめさと強くしっかりしていることと、温かい思いやりのある人間性を兼ね備えていくことを修養に求めているのである。ものの哀れという人生の不如意の哀歓による人間の感情を基調にした人間関係、自然現象を大切にすることと慈愛という仏教的な精神、礼を重んじる人倫の道が混合されているのである。兵児の修養の掟は、出水地方の下級武士の若者たちの精神的支柱になったのである。

出水兵児の修養の掟は、江戸時代の武士の精神的支柱として一般化した教えでもあった。このことについて、武士道とはなにか。組織と個人との関係のモデルとして、笠谷和比古は次のようにのべている。

「武士の個人としての自立性を重んじる思想は、徳川幕府の儒者であった室鳩巢の『明君家訓』において、いっそう明確な形で論ぜられている。この本は、ある明君が臣下に訓諭するという形式に託して、あるべき主君の像、あるべき家臣の像を描き出した教訓書である。まず主君の理想像であるが、「君たる道にはずれ、各々の心にそむくようなことを朝夕恐れている。私の身の行いや領国の政治について、おかしいと思ったことや改善意見があるならば、大小によらず遠慮なくそのまま私に直言してほしいと思う」と述べ、主君たる者は臣下の諫言、忠告に対して耳を傾ける寛容の度量が必須であるとする。次に同書は臣下である武士に対して、「節義の士」であることを求める。室鳩巢の文章は実に簡明、的確に武士の理想像というものを描き出している。私は、「武士道とはどのようなものですか」という質問を受けるとき、『明君家訓』のこの箇所を味読してくださいと答えることが度々なのである。

すなわち、「節義の嗜みというのは、口に偽りを言わず、身に私を構えず、心すなおにして外に飾りなく、作法を乱さず、礼義正しく、上にへつらわず、下を慢らず、おのれが約諾を違えず、人の患難を見捨てず（中略）さて恥を知て首を刎らるとも、おのれがすまじき事はせず、死すべき場をば一足も引かず、常に義理（正義の道理）を重んじて、その心は鉄石のごとく堅固、また温和慈愛にして物のあはれを知り、人に情け有るを節義の士とは申し候」と。

『明君家訓』はこのように武士のあるべき姿として、主君、権力者に媚びへつらうことなく、自己の内なる正義の信念にどこまでも忠実であるような態度を求めたのであるが、しかしながら、もし主君から下された命令と家臣たる個々の武士の信念に基づく判断が、どうしても背反してしまうという場合にはどうなるのであろうか。これについて同書は、きわめて興味深いことに次のように論断する。主君の側からの発言として、「総じて私の真意は、各自が堅持している信条を曲げてまで、私一人に忠節を尽くさなければならないとは少しも思っていない。

たとえ私の命令に背くようなことになろうとも、各自が自己の信念を踏み外すことがないのであれば、それは私にとっても誠に珍重なことと思うのである」と。同書における忠義論というのは、このようなものであった。それは主君に対する絶対服従の考えとは対極にある忠義観であり、絶対服従ではなく武士個々人の抱く信念、信条を尊重して、それに基づく抗命すら肯定する立場であった。徳川時代の武士道書でも、ここまで大胆に明言した書物は珍しいだろう。

どうして主君の命令に背くことが認められるのか。それは、このような自己の内なる信念に忠実であり、武士道的正義の原則に誠実な侍というものは、究極の立場において、主君と主君のお家に対する忠義の念を放棄したり、それらを見捨てて他に走るということは決してしないという深い信頼感が存在するからである。<sup>(8)</sup>

このように、君子に対して絶対服従ではなく、誤りについては諫言していく勇気が武士たる精神であるとして、組織と自立した個人との関係を述べているというのである。徳川吉宗の侍講を務めた室鳩巢（むろそうきゅう）「名君家訓」は、1715年に出版され、当時は爆発的な流行をみた笠谷 和比古は指摘しているのである。それは一人の学説としてではなく、当時の武士の精神的修養として大きな影響をもったということを強調しているのである。

日本の江戸時代の中期以降の武士道精神では、諫言ということで、主君に対して、悪事、遊行、無用の器物をもてあそび、金銀を費やしていることに諫めることが大切なことであるとしている。諫言こそまさに命がけの勇気のいる仕事なのである。この命がけの仕事は公の民の治世を司ることが武士の職分としての自覚をもっていることが不可分なのである。室鳩巢の名君家訓では、農の仕事に耕作をあげ、工の仕事として大工や鍛冶や器物づくりなどをあげ、商として、売買の営みとして、三民は天下の用を足しているが、武士は、三民とは異なり、義理をまもらせ、大乱を防ぐことを仕事にするがゆえに、自己の利欲に疎いということであると教えている。<sup>(9)</sup>

ところで、修養の掟と同時に、それを具体的に守っていくために、規約がつくられていた。兵児規約（相中規約）は次のとおりである。

「1、父師の大恩を忘却すべからざること

2, 朋友の道は信義を以て相交わり、親切を心とし、互いに礼儀を重んじ一若し過失あれば諫争すべき事。

3, 愛敬を趣とし、幼者を丁寧な教諭すべき事

4, 学問・武芸に精励すべき事。学問・武芸同志以外は付合い致さず。放逸・遊惰に恥じるが如きは士道に背き不忠不孝に当たる事。

5, 人倫の道を失い、文武の芸を怠り、不義の行跡ありて、再三諫めて尚改めざるものは、中老迄相談の上義絶致すべき事。

6, 大刀は武士の魂ゆえ、鄭重に取り扱う事」。(10)

ここでは、武士的な道徳的、修養的なことがもられている。つまり、君父師の大恩を忘却せず、朋友の道は仲間をあざむかず、真実や約束を守り、自らの務めを果たすことをとおして友情を交わし、親切と礼儀を大切にすることを唱っている。

また、にこやかで人に好かれるような愛想の心を持ちながら子どもを丁寧に指導すべきことを二セ兵児の大切な仕事としている。二セ組と子ども組は地域の年齢階梯制の教育機能として大きな位置をもっていた。二セが地域の子どもたちを指導していくことが大きな役割をもっていたのである。子ども組的な出水の兵児山は、二セの指導を日常的に受けながら、地域の仲間集団の一員になるように成長していったのである。

子どもたちは、大人や親ではなく、年齢の近い二セ組が子どもの育成に大きく関わっていた。農村の伝統的な年齢階梯制の教育機能は、郷中教育も年齢階梯に依存しての地縁組織であることから、同様に二セ兵児が子どもたちを指導していたのである。子どもを丁寧に指導することが二セの規約のなかにももられていたのである。

学問と武芸をすることは二セ兵児の大切な仕事である。兵児規約では、学問・武芸に精励すべき事を強調している。勝手きままであそびふけり、なまけることは、二セ組の目的から外れることになる。

人倫の道をふみはずし、兵児の修養の掟からの価値から大きく逸脱し、非行に走る二セは、諫めが行われるが、それでも改めないときは、中老と相談のうえ、親子、縁者から縁を切られ、地域からの仲間から外されることになる。同世代の二セ組のみで独断で判断するのではなく、中老と相談のうえで制裁が行われるのである。

修養の掟と規約ということで、修養の道徳内容を徹底しようとしたのであるが、実際は、二セの行事活動をとおして、地域的連帯や修養の内容が身についていったのである。

## (2) 若者組の行事活動と年齢ごとの集団形成

出水地方の麓集落と農村での郷土での任務や行事には多少違いがあった。麓集落は武士のみによって、屋敷街が整備されているが、農村部での下級武士の居住地は、百姓との混住であり、屋敷は決して豊かな造りでない場合が多い。また、二セ兵児の加入年齢もすべて同一でもない。

出水の麓では、6、7歳から14歳の8月までを兵児山といい、子ども組にあたるものである。子どもたちの自主性を生かしながら二セ組の指導のもとに地域行事に参加していたのである。

14歳夏の一五夜から20歳の8月までを兵児ニセという。30歳までを中老という。中老は、兵児ニセの監督をする立場にあった。兵児ニセは、大きく2つの組にわけ、年齢的には、19歳から20歳までフテモノ、17歳から18歳までをオセコズネ、15歳から16歳までカドヒキダチ、14歳から15歳までコニセと呼ばれていた。

ニセは、年齢ごとに分かれ、それぞれの役割があったのである。21歳から30歳までの中老は、地域から一人前として認められ、日常的に武芸と学問を身につけて、人格を磨いていくことで、ニセの模範となり、制裁などの相談をうけてもきちんと裁けることを要求されたのである。

ところで、兵児の年中行事は、正月には破魔投げ（打毬（うちまり・だきゅう））と呼ばれる日本の古い遊びから派生した。西洋のホッケー競技のように、弾を棒で打ち合う競技である。現在も「はまなげ」という名称で九州南部や奄美地方に残っている。

2組に分かれ、それぞれのコート内でポット（木刀）と呼ばれる木の棒で「はま」と呼ばれる木の円板を打ち合う。「はま」は直径5～6cm、厚さ1～2cmの木製の円盤である。競技は一方のチームの先頭の者が、相手コートに対して「はま」を転がすことで始まる。これを倒さずに相手コートに打ち返す。自分のコート内で「はま」が倒れると相手チームのポイントとなる。一定時間（5～10分）行ない、点数の多い方が勝ちである。（薩摩伝承・破魔投げ保存会より資料）

3月になると17歳以上の兵児が国分・蒲生のニセと武士道を磨くための交流をする。5月には、馬追い行事の見学、6月には愛宕参りに徹夜で祭祀の準備から道の修繕までをニセが行う。

8月の15夜の綱引きは、地域の重要な行事で相撲をやった。この行事のために7月より毎晩準備し、練習もする。8月の15夜行事は、郷中教育の実施母体であるニセにとって年間の大きな節目である。15夜行事を境にニセ組の組織編成が行われる。

9月には国分のニセが八幡祭にやってきて交流する。また、川内の八幡祭には夜行軍で参拝する。秋の彼岸には霧島に参拝するが往復5日間の行程をニセは4日で行う。11月には弓の会があり、12月には赤穂浪士の輪読会がある。<sup>(11)</sup>

このように年中行事が毎月行われ、青年自身の修養的な行事から地域全体の娯楽や連帯活動になっている。ニセの修養活動は、伝統的な農村行事と結びついて展開していることに特徴があり、農業と結びついた伝統行事と武士的な鍛錬行事とが重なって、農民的要素と武士的要素の精神形成がされたのである。

出水の郷中教育は日常的な生活の訓練的なものが中心であることを出水郷土誌では次のように指摘している。「出水の郷中教育は、実際生活に即した「しつけ」の教育が主であった。例えば「親や年長者には口答えするな」「女子と咄をするな」「足袋は履くな、棕櫚緒の高下駄を履け」「夜遊びするな」「べらべらしゃべるな」「他人の庭を断りなく通るな」「口笛を吹くな」「通るひとをひやかすな」「外出は必ず食事を済ませて行け」「行先は必ず父母に届けよ」「懐に金五文（草履一足代）を持って」「金銭や婦女子のことを口にするなどである。また、「馬には路端の草を食わずな」「馬は前から曳け」「牛は後から追えなど」<sup>(12)</sup>

出水郷土誌では、古老からの聞き取りとりで、郷中教育の実際の内容が実際生活に即しての社会人としての常識的なしつけを教えられたとしている。夜遊びをしたり、口笛吹い

たり、通る人をひやかしたり、他人の庭を無断でおるなど、若者らしい自由気儘の振る舞いに対して、社会人としての大人になっていくための教を述べていた。また、足袋を履くなという儉約質素、懐に五文を持って、親や年長者に口答えるな、金銭や婦女子のことを口にするななど若者としての生活の秩序を要求したのである。

路端の草を馬に食わすなとか牛は後から追えなど家畜などの農業を営んでいくうえでの基本的なルールを教えていた。このことは、農業を兼務していた出水の郷土の日常生活の姿が見えてくるのである。

### (3) 郷中教育と庚申講

郷中教育は、地域の年齢階梯組織である若者組や子ども組の兵農分離のない地域の下級武士的な人間形成の活動としてとらえていく必要である。この場合に、農村に広く存在していた講の活動との関係は無視できない。農村部では、15歳から30才までをニセという若者組が組織されていた。15才から20才までを小二セとして、20才から30才までをウニセ（長二才）という。ニセは、大きく2つの年齢集団に分かれていた。教育的機能を強く要求されたのは、小二セである。30才以上は、中老組・長老組として、人望のある二人を選んでニセ頭として、小二セと、ウニセの集団を指導したのである。

薩摩藩の農村には、庚申講が普及していたが、出水地方の農村も例外ではなかった。たとえば、出水市の野田郷の農村部には、庚申講が、熊仁講（熊仁青年舎）と、八幡愛友社の二つに大別されていた。この二つに大別された青年舎を中心とした庚申講活動が明治、大正期まで続けられていた。男子は、15才に達するとニセ（15才から25才）に仲間入りし、青年舎を中心に文武、礼儀、作法等の教育訓練をうけた。庚申講は、主として中郡部落、屋地部落、餅井部落、青木部落等の純農村地域で行われた。

庚申講は、15歳に達すると仲間入りするのである。庚申講は、25歳頃まで仲間になっていたのである。庚申講とは、庚申の日を60日に決め、60日ごとにお互いの生活を点検し、まずいことがあれば反省しながら、自己の人間性をたかめていく周期のある修養の場である。<sup>(13)</sup>

庚申講が行われる夜は、年少者が先着して準備を整え、年長者は、上座に座り、出席点検を行った後に、庚申講様の掛け軸に一人一人が進み出て礼拝をする。組頭が60日間の生活を振り返って、なにかなかったと意見を促す。村の掟を破ったものはいないか。公役や農事などで村の決議を破った者は自主申告して、自己反省をする。そして、それぞれの裁きを集団の場をとおして受けるのであった。

しかし、自主申告がなく、他より批判されたものは、徹底した厳しい制裁が及ぶのである。反省を自らすることと、他より批判を浴びるということは大きな違いをもっていたのである。自主申告をすること自体が、自らの反省の立場になっていることで裁きが寛容になるのである。しかし、自己反省のない自分から申告のできないものの掟破りは厳しく制裁を受けるということで、自主申告の教育的価値を慣行としてもっていたのである。この講は若者たちの自主的な反省の機能をもっていたのである。

庚申講は、若者たちの地域での風紀、秩序を守る役割を果たしたのである。庚申講では、

若者非行や地域に対する裏切りには厳しい制裁が行われた。庚申講の場所は、会所（えしよ）と呼ばれ、「くじ」によって、個々の民家で行われた。二セ庚申講は、お互いの生活点検や反省の場では、一晚中参加者は眠らないように強制されたのである。二セ庚申と地域行事は強く結びついていたのである。

初二セ庚申は年のはじめである。二セ庚申は、三才（三〇代）、長老組（四〇代以上）の会合も行われ、一年間の風紀を地域全体で点検する役割をしたのである。二セの会合は、地域の問題についての協議が同時に行われる。二セ触目として、この一年間に結婚したものは、地域に周知徹底されたのである。

二セ庚申講は、地域の道德心の修養に大きな役割を果たした。15歳以下の少年を指導した。みざる、きかざる いわざる、三猿の像を祭り、三猿のように、うそを言わない、よくないことは見ざる、他人のあしきは聞かざる。年長者がいましめを説き聞かせ、仲間づくりを大切にする。ご馳走を作り、先輩、三才の者、長老の者を招待して話を聞くこともする。青年自身だけで、会合をもつのではなく、異年齢集団との交流をもって修養活動を展開したのである。

庚申講と同時に田の神講も薩摩藩では大きな影響をもっていた。庚申講と田の神講が重なっている場合も少なくない。鹿児島県大口山野狸々の田の神像（文化6年）は、庚申講と田の神講がある。鹿児島県金峰町宮崎（享保17年）での田の神庚申は、僧形で頭に敷をかぶり、左手に杖、右手に杓子、右袖外側に奉供庚申が刻まれている。鹿児島県蒲生（明和6年、安永9年）では笠をかぶり、右手に杓子、左手に椀をもっている。田の神庚申講を刻まれている。庚申講は田の神講と習合している事例を多くみるのである。田の神講の時に青面金剛像の軸も床の間に掛けるところもある。<sup>(14)</sup>

鹿児島市西田小学校の近くにある田の神は、右手にしゃもじ、左手に椀を持って腰をおとした石像である。背面に刻まれていた「安永2（1772）年正月16日 奉供養庚申講 西田名二才中」の文字があり、西田村の若者組による庚申講のために作られたものである。西田村では、江戸の中期に、二セによる庚申講が行われていたことを示すものである。

田の神は、お米の豊作祈願の神様として農民に信仰されたもので、南九州では、その神様が田の神像となって祭られていたのである。山の神が春の稲作開始時期になると里へ下って田の神となり、田仕事にたずさわる農民を励まし、お米の豊作を助ける神として大切にされてきた。

この田の神様と庚申講が習合したということは、農民の豊作祈願が単に神頼みということではなく、60日の周期で農作業などの自己点検と体のなかにある虫を送り出して、心と体を健康にして、楽しく来世までも含めての未来に向かって働けるようにするための人間的な自立の節目の行事でもあったのである。

#### （4）隠れ念仏講と若者組

庚申講と念仏講が同じ部落で存在するところは全国的に事例をみることができる。庚申講の研究者である平野実は、次のように指摘している。「念仏講も庚申講も、その願望するところは、同様に二世安楽であったから、同一部落に念仏・庚申両講が存在し、また同一

人が両講の講員である場合もあった。両講が相排斥するようなことはなく、両講員でなかよく庚申塔を立てることもあった。・・・・・東京都文京区向丘二丁目光源寺、なかなか堂々たる笠付き角塔で、南面には青面金剛、日月、二鶏、鬼、三猿を浮き彫りにし、東面に「庚申待 百万遍講中」と刻まれている。百万遍講とは、念仏を百万遍唱えることによって、極楽往生することができるかと信仰した人々の講である」。(15)

江戸中期の隠れ念仏講の活動の状況を知る手がかりとして、出水郷一向宗摘発の税所家文書でみることができる。この文書では一向宗数百人が藩に露頭し、残党1700人が自首した事件記録である。この資料は、日本庶民生活資料集成18巻に出水地方に於ける一向宗禁制資料として収録されている。

念仏講には、毎月7日と、27日の夜に米三合もって集まる。持ち寄った米は、会所の家に少々あげ、残りは肥後水俣の一向宗の寺に遍路をとって白米一升持って参拝する。小麦の収穫時には村人の数につき一升ずつ、寺醬油として差し出している。寺からは、麦買いといつわり、集荷所に集めさせ、関所は往来手形で通行する。水俣の一向宗の寺が火事になったときに、村人は相談して一軒のこらず48文をだしている。さらに、寺を普請するために郷内にある竹や縄を集めて、船で運搬している。木挽き大工は、寺の普請に長期滞在し、門徒宗は2間の手伝いをしている。

出水郷にも水俣の寺からお田植え祭りのときに、念仏講をやり、2人の僧を招いて説法を受けている。そこには、男女多数が集まり、明け方まで集いが行われたのである。隠れ念仏講では、男性の論理ではなく、男女が共に、同じ集会所で念仏を唱えたのである。オンナ講として男が女性にご馳走する行事があるが、女性が酒を飲み交わし、三味線、太鼓、歌で過ごす日が特別にある。一家の女性に対する日頃の感謝の気持ちとして男性が振る舞うのである。(16)

薩摩藩では真宗を厳しく弾圧したが、下級武士や農民には真宗が広く普及して、隠れ念仏として講をつくった。野田郷には2つの山北講があった。経文掛け軸は、当番集落の人々によって、運ばれ、弾圧のなかでも法座が行われた。数カ所に見張りをたて真宗の行事をした。この見張りは、若者が担ったのである。

知覧郷では、隠れ念仏講には、細布講という女性の講に隠れ念仏講が重なっている。この講は、1797年の西本願寺の争論によって追放された大魯が薩摩に潜入して講頭になって普及したとされる。女人講の人たちが番役の家に集まり、夜な夜な木綿を紡ぎ、それを織り上げ進呈するものである。この講は、浄土真宗の法話を聞くための集会でもあった。この細布講は、浄土真宗の禁制のなかで隠れ念仏講として、知覧郷の各部落、颯娃、喜入、谷山、勝目などの南薩の地域に広がっていった。

知覧郷では、細布講以外にも、隠れ念仏講の組織が無数にあった。三村講として京都から買って来た阿弥陀如来の掛軸の前で法要するために、花田家に集まったの講。10戸の家で組織された最勝講で、当番の家に2ヶ月に一度集まって報恩講を行う。燈明講、煙草講、線香講、西方講、龍谷講、龍谷仏飯組、御影像講などの隠れ念仏講が組織されていた。(17)

薩摩藩では、農民、大工、木挽き、商人、下級武士など様々な階層に隠れ念仏が普及していったのである。厳しい迫害のなかでも薩摩藩では、隠れ念仏講は人びとの心を捉えたのである。この隠れ念仏講は、庚申講などの伝統的な民間信仰と結びついて展開したことも特徴である。農村のなかにあった様々な講の組織との関係をもちながら隠れ念仏講が継

続されたのである。隠れ念仏講は、農村の民間信仰と生活組織と結びついて強固に根をはっていったのである。

## まとめ

郷中教育を村落共同体の年齢階梯制の若者組のひとつの形態としてとらえる視点が大切であった。出水地方の郷中教育の内容は、忠孝義勇のための地域鍛錬主義の教育組織というよりも地域の暮らしを支えていく秩序、人間として正しく生きていくための修養であったのである。質実剛健ということは、私を構えず、嘘をつかず、上に諂わず、下を侮らずに公のために、強い信念の正義心をもって鉄石のごとく生きる反面、温和慈愛とものの哀れを大切にす人格形成を求めたのである。

出水地方の郷中教育は、薩摩藩の兵農分離のない下級武士と農民の修養機関としての意味をもったのである。郷中教育は庚申講や田の神講などとも結びついて展開したことは、下級武士が農民的性格を強くもっていたためである。

また、下級武士は、貧困な状況のなかで農業をしなければ生きていくことができないのであった。このため、下級武士の精神生活は、武士としての修養と同時に、農民として農業を営んでいく修行も必要であったのである。農民のなかに普及していった隠れ念仏講も、下級武士のなかへ、厳しい弾圧のなかでも、広く普及していったのである。隠れ念仏講では男女も、また、武士、農民、大工、木挽き、漁師、商人などみな平等に報恩講が行われたのである。

## 注

- (1) 松本彦三郎著「郷中教育の研究」原版（1944年）復刻版（2007年）、尚古集成館。
- (2) 県立図書館編纂・北川鉄三著「郷中教育」、薩摩の郷中教育頒府委員会、81頁。
- (3) 田沢義鋪選集「青年団の使命」、日本青年館内田沢義鋪記念会、288頁。
- (4) 出水市郷土誌編纂員会「出水の郷土と物語り」出水市役所昭和59年62頁
- (5) 前掲書、65頁
- (6) 前掲書、66頁
- (7) 出水市郷土史編集員会「出水郷土誌」の出水の郷中教育」出水市平成16年9月、785頁参照。
- (8) <http://www.heri.or.jp/hyokei/hyokei94/94busido.htm>、笠谷 和比古「武士道と日本型能力主義」新潮選書、43頁～44頁参照。
- (9) 日本思想大系27「近世武家思想」岩波書店、68頁～83頁参照。
- (10) 出水市郷土史編集員会「出水郷土誌」の出水の郷中教育」出水市平成16年9月、785頁～789頁参照
- (11) 土誌編纂員会「出水の郷土と物語り」出水市役所昭和59年、151頁～158頁「出水兵児」参照
- (12) 出水郷土誌、787頁
- (13) 野田村郷土誌編纂委員会「野田村郷土誌」昭和49年162頁～165頁参照
- (14) 平野実「庚申講」角川選書、194頁～195頁
- (15) 平野実「庚申講」角川選書、193頁
- (16) 日本庶民生活史料集成18巻・出水地方に於ける一向宗禁制史料439頁～470頁参照、神田嘉延「村落構造

- と隠れ念仏講」福尾武彦・井村栄編「人びとの学びの歴史上」民衆社、120頁～137頁。
- (17) 知覧町郷土誌編纂委員会編「知覧郷土誌」昭和57年、1132頁～1144頁